

～ 香美町国民健康保険税 暫定賦課（仮算定）について ～

香美町では、国民健康保険税の普通徴収分（口座振替または納付書）を第1期～第6期（奇数月）の6回で納付していただいておりますが、算定の基礎となる前年中の所得と当該年度の保険税率が確定する時期が6月下旬のため、第1期（5月）は仮算定による暫定賦課額を納付していただいております。（根拠法令：地方税法第706条の2第1項、香美町国民健康保険税条例第21条）

●普通徴収の納期

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期

※納付書は、納期月の15日頃に発送します

●暫定賦課（仮算定）・・・第1期（5月）

納税額：前年度の保険税額を6期で割った税額（※100円未満は切り捨て）

（例）前年度の保険税額（180,000 円）÷ 6期 = 暫定賦課額（30,000 円）

【注】前年度の保険税額は、前々年中の所得金額が基礎となっています

●本算定賦課・・・第2期（7月）～第6期（3月）

◎確定した前年中の所得金額と当該年度の保険税率で計算し、当該年度の保険税額を決定

納税額：第2期以降は、本算定で決定した当該年度の保険税額から暫定賦課額を差し引いて

5期で割った税額（※1,000 円未満は第2期に合算）

（例）当該年度の保険税額（230,000 円）－ 暫定賦課額（30,000 円）＝ 200,000 円

200,000 円 ÷ 5期 = 第2期以降の1期あたりの税額（40,000 円）

●よくあるお問い合わせ(Q&A)

❓ 暫定賦課(仮算定)とは？

ⓐ 国保税の所得割額の算定の基礎に用いられる前年中の所得金額と今年度の保険税率が確定するまでの間に行われる国保税の徴収の特例のことです。前年度の保険税額の1/6を納付していただきます。

❓ 前年中に事業(営業、農業など)を休止・廃止して所得が減ったのに第1期の税額が昨年度と同じくらいなのはなぜですか？

ⓐ 第1期(5月)は暫定賦課(仮算定)となっており、基礎となる所得が前々年中の所得のためです。第2期(7月)の本算定で前年中の所得を基礎として今年度の保険税額を決定します。

❓ 今年度はずっと同じ税額を納付することになりますか？

ⓐ 第2期(7月)に本算定を行い、今年度の保険税額を決定します。その際に、精算を行いますので第2期以降は1期あたりに納付していただく税額は増減します。なお、暫定賦課(仮算定)で納付した税額が今年度の保険税額を超過した場合は、過納額を還付または未納額に充当します。転入や転出、国保への加入・脱退等の異動による保険税額の増減については本算定以降に毎月更正を行いお知らせします。

❓ 加入しているのは家族なのに、なぜ加入していない世帯主宛で通知が届くのでしょうか？

ⓐ 国保税は世帯ごとに課税され、納税義務者は世帯主となります。そのため、世帯主が国保に加入していなくても、世帯員に国保加入者がいれば世帯主が納税義務者となるためです。

★その他ご不明なことがありましたら、納税通知書の裏面をご確認いただくか、税務課課税係までお問い合わせください。